

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(5)：流出被害低減機能の確保

<p>①-8 小型船舶係留索の強化 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 船舶の大きさに応じた係留索の強度及び係留方法を検討し、船舶所有者に対して啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 船舶所有者</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 小型船舶係留索の強化について、水面占有者に対し、継続許可時に指導を行っている。 今後もこの取り組みの継続と、業界団体等を通じて啓発事業の中で安全管理を指導していくとともに、不適正な係留船舶への周知徹底が必要である。</p>
---	--	--	--	--	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 小型船舶係留索の強化について、水面占有者に対し、継続許可時及びパトロール時に指導を行っている。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 船舶所有者に対し、係留索強化の指導を実施していく。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 今後もこの取り組みの継続と、業界団体等を通じて啓発事業の中で安全管理を指導していくとともに、不適正な係留船舶への周知徹底が必要である。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 所有者不明の小型船舶の係留強化が課題である。</p>

<p>①-9 小型船舶等の保管場所の確保 【未達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 小型船舶に対する係留・保管場所について検討し、係留・保管に必要な空間を確保する</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(マリーナ運営会社)</p> <p>【関連機関】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 放置艇等対策として国土交通省港湾局が、平成19年4月に「放置等禁止区域の指定に関するガイドライン」を作成。 大阪港内での保管、係留管理に適する場所の確保が非常に困難な状況であるが、小型船等の保管が可能な場所について、適切な施設の選定を引き続き検討を行っていく。</p>
---	--	--	--	---	---

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 小型船等の係留・保管が可能な場所を確保するため、適切な施設の選定を引き続き検討を行っていく。</p>	<p>【大阪市港湾局】 (海務) 大阪港内は狭隘であることから、施設の再編状況により活用方法を検討する必要がある。</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

<p>②-20 放置艇・沈船の監視等の充実及び撤去体制の確保【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 津波来襲時の被害増大を招く放置艇や沈船の定期監視及び警告の強化、及び改善が無い場合についての処置(撤去等)方法について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 船艇による調査を実施し、大阪海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行うとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。 引き続き放置艇、沈船を調査し使用実態の現況把握に努めるとともに、沈船の状況により直営または請負での作業を精査し、沈船回収を実施していく。</p>
---	--	--	--	---	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
---------------------------	------------------------------

<p>【大阪府西大阪治水事務所】 船艇による調査を実施し、大阪海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行うとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 現在、放置艇等の調査を実施し現状について把握を行っている。沈船については順次予算措置をし撤去を行っている。 海務課(海上保全) ・放置艇を把握するために船舶検査票による検査切れ対象船等の調査を行っている。 ・沈船についても状況確認や所有者不明分の回収に努めている。 ・平成26年度は沈船3隻(FRP1隻、木船1隻、小型台船1隻)回収。 ・平成27、28年度は実績なし。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き放置艇、沈船を調査し使用実態の現況把握に努めるとともに、沈船の状況により直営または請負での作業を精査し、沈船回収を実施していく。</p> <p>【大阪市港湾局】 海務課(海上保全) ・資器材及び処分費用等の確保。 ・継続して、放置艇及び沈船の調査を行う。</p>
---	--

施策の方向性③：避難・救助を支援する
 施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(17)：船舶避難の迅速化

<p>③-1 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施するとともに、複数の情報伝達手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ④-2</p>	■			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部・大阪府・大阪府で協力し、平成26年度に船舶津波対応要領の改定を行い、関係者に周知。 第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、管下保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港、海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取組みを開始している。船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。 大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い、船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。今後は、こうした成果をふまえ情報発信を行っていく。</p>
--	---	--	--	--	---

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪海上保安監部】 継続して大阪市港湾局と検討を行う。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめをおこなった。今後は、こうした成果をふまえ情報発信をおこなっていく。</p>	

<p>③-2 船舶の避難マニュアルの整備</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、港外避難する際の出港順序等の避難方法について検討を行い、関係機関や船社に対する避難マニュアルをとりまとめる</p> <p>【関連アクション】</p>	■		<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪フェリー協会 企業(船舶代理店)</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、大阪府・大阪市ともに避難順序等示した船舶の避難マニュアルの策定等を追記した船舶津波対応要領を改定・周知を行った。船舶避難の優先順位の調整等、継続して大阪市とともに検討を行う。 大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。 大阪フェリー協会では、各ターミナルにおけるモデルケースの検討を進めている。 大阪船主会の会員各社では、各船舶の運行計画に応じたマニュアル作成を進めている。</p>
平成28年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪海上保安監部】 避難勧告等の情報伝達訓練の実施。</p> <p>【大阪フェリー協会】 船舶の避難マニュアルの整備。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめをおこなった。今後は、こうした成果をふまえ情報発信をおこなっていく。</p>			<p>【大阪フェリー協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリー事業者マター+α。 ・ターミナルエリアでの共通対応モデルの作成。 	

<p>③-3 港外避難に有利な着岸形式の検討 【未達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、船舶着岸形式の出船形式への変更に向けての検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪フェリー協会 大阪港運協会 企業(船舶代理店)</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 フェリー船等は、専用岸壁化した施設整備の問題や、相手港の関係もあり、出船形式への変更は難しい状況となっている。対応は難しい状況にあるが、今後の対応については他港の状況や海上保安監部とも協議し、検討を進めていく。</p>
--	--	--	---	--

平成28年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
<p>【大阪フェリー協会】 港外避難に有利な着岸形式の検討。 【大阪市港湾局】 (海務) ③-1, 2において抽出された課題をもとに、ひきつづき検討を行っていく。</p>	<p>【大阪フェリー協会】 フェリーは専用バース 相手港関連もあり。 取組み不可。 【大阪市港湾局】 (海務) ・出船による着岸は、操船支援のタグボートの配備が必要になるなどコスト負担の問題がある。 ・また、避難のしやすさだけで着岸方法を決定することは困難であるため、各船社では離岸方法について検討をおこなっているが、結論に至っていない。</p>

<p>③-4 災害時における小型船舶の緊急避難水(海)域の設定可能性の検討 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内で停泊中の小型船舶が避難するための水域の確保について検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪湾西部(淡路島東側沖)が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果から、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」に避難場所を記載した。</p>
--	--	--	---	--

平成28年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 大阪湾西部(淡路島東側沖)が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果から、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」に避難場所を記載した。</p>	

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(20)：船舶避難情報の充実					
<p>④-2 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-1</p>	■			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部・大阪府・大阪市で協力し、平成26年度に船舶津波対応要領の改定を行い、関係者に周知。 第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、管下保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港、海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取組みを開始している。船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。 大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い、船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。今後は、こうした成果をふまえ情報発信を行っていく。</p>

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(29)：波及被害の低減

<p>⑤-10 渡船機能の確保</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 渡船の機能を確保するための実施方法について検討を行い、実施する（誘導標識の整備、渡船係留索の強化等）</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市建設局では、平成27年7月頃に近畿運輸局から、渡船の災害応急対策マニュアルにおける、津波時の対応について作成指導があり、各航路ごとに取り組んできた。地理的条件や運航体制に違いがあるため、係留強化で対応してきたが、係留場所を明確にする等マニュアルを一部修正し、概ね完成している。 大阪市港湾局では、近畿運輸局の指導のもと、渡船における津波避難マニュアル（簡易版）を作成した。</p>
--	--	--	--	--	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市建設局】 平成27年7月頃に近畿運輸局から、渡船の災害応急対策マニュアルにおける、津波時の対応について作成指導があり、各航路ごとに取り組んできた。地理的条件や運航体制に違いがあるため、係留強化で対応してきたが、係留場所を明確にする等マニュアルを一部修正し、概ね完成している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 近畿運輸局指導のもと、渡船における津波避難マニュアルを作成。</p>	<p>【大阪市建設局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策マニュアルの軽微な調整を図る。 ・実態にあった災害応急対策マニュアルの修正を検討していく。